

令和5年8月18日

愛媛県行政書士会
松山支部会員 各位

愛媛県行政書士会松山支部
支部長 岡田 学



産業廃棄物処理業に係る申請手続について（周知）

残暑の候 会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について愛媛県中予保健所環境保全課より愛媛県行政書士会松山支部（以下「当支部」という。）会員の皆様に、許可申請後の対応について、当支部に対し、次のような要望がありましたのでお知らせします。

【要望内容】

産業廃棄物処理業に係る許可申請を受け付けた後、申請内容に不備があるため補正指示を申請者又は申請代理人に対し行うことがあります。その際、申請代理人となっている行政書士が、長期にわたりその補正指示への対応を行わないことがあります。また、別事件の許可申請においても同様のことを繰り返す行政書士がいます。

補正指示を放置することは、申請者に不利益が生じる恐れがあるので、申請内容について補正を求めた場合は早急に対応をお願いします。ただし、補正内容によっては、対応するための時間を必要とする場合があるかもしれませんので、その際は、受付窓口である愛媛県中予保健所環境保全課までご連絡をお願いします。

以上が要望内容です。

行政書士は、依頼を受けた業務に関し誠実にその業務を行う責務があります。個々の行政書士の対応が、行政書士の信用又は品位を害する行為にならないようお願い申し上げます。